

利用者?その言い方を替えませんか!

介受・介受者・介受人 に

利用者—各公的機関・各介護サービス事業所や支援事業所では介護保険で介護サービスを使う人を利用者と呼びます。

たしかに、契約書を交わす際には、以下「利用者」と書き表します。文章や統計をとるときの表記としてたしかに使いますが、それは、
<有利に使う人・手段として使う人・役にたたせることに使う人>

●電車やバスを利用する・した○○○

●裁判所で法律を利用する○○○

○○○に入るのは、普通は**お客様・人々**であり、名詞の**弁護士・裁判官**です、決して、利用者ではありません。

この介護保険法が作られたとき適当な表記がなかったのでしょう。考えてみてください、介護サービスを利用する利用者または、利用者様と書かれ、あまつさえ呼ばれるときには、“ご”をつけて**御利用者様**と言われるのです。

ご利用様のご家族の○○○方? なにか、言葉として違和感を覚えて、しかたがないのです。

(ちなみに、○○○に入るのは“息子”私の場合は息子さんで、介護関係者からは苗字で呼ばれたことは何年間、一度もありません)

介護サービスの契約は消費契約者法ですから表記は利用者でも呼ぶときは利用をしていただくのだからお客様なのですが、いろいろな病により、認定をうけて介護保険を使う人たちを“お客様”とは呼び辛いのは理解できますが、○○の奥さん・ご主人・息子・娘さんではなく、主が違っても苗字を呼んで会話をするのが常識的だと思うのです。

利用者の表記ですが、介護をする者・人を**介護者・介護人**であるならば**介護を受ける者・人を略して介受者・介受人**—を造語ですが通常表記に使いたと思います。

これならば、在宅介護であるかを問わず、介護保険を使っていない方や認定を受けて介護サービスを利用していない方達を含めて**介受、介護者・介受者および介護人・介受人**と呼び、文章などに表記できるのではないかと思います。

介護各関係機関、マスコミ・出版社の方々にもご一考の上、使用していただけたらと思います。

NPO法人 札幌市家族介護者支援の会
交流サロン “すずらん”
理事 大西 英彦